

水産業燃油高騰緊急対策事業実施要領

19水漁第3248号
平成20年2月6日
農林水産事務次官依命通知

第1 目的

漁業はとくに支出に占める燃油費の割合が高い中で、最近の急激な漁業用燃油価格の高騰等は、漁業経営の持続性そのものに甚大な影響を与えており、国民への水産物の安定供給の確保に支障をきたすおそれがある。

こうした状況を受け、この事業では、第2の事業主体が基金を造成するために要する経費について国が助成することにより、漁業活動の抜本的な見直し等による燃油消費量削減のための取組を緊急に実施し、漁業の構造転換を加速することで、持続的な漁業生産を確保していくことを目的とする。

これにより、今般の燃油高騰を乗り越えるとともに、国民への水産物の安定的な供給を確保できる体制を整えるものである。

第2 事業主体

この事業の実施主体は、社団法人大日本水産会（以下「大水」という。）とする。

第3 事業の内容等

大水は、第3に定める事業に充てるため、水産業燃油高騰緊急対策基金（以下「基金」という。）を造成する。

1 水産業燃油高騰対策運営事業

大水が水産業燃油高騰緊急対策事業の円滑な運営を図るための次に掲げる事業

- (1) 水産業燃油高騰対策総合検討委員会の設置・運営
- (2) 以下の2の(2)のイ及び3の(1)のイの事業の実施
- (3) 以下の2（(2)のイを除く）及び3（(1)のイを除く）の事業を補助事業者が行う場合に要する経費の助成
- (4) 第4に定める補助事業者に対する指導及び助言等

2 小規模漁業構造改革促進対策事業（省エネ促進）

漁業者が漁船の燃油消費量の少ない新たな操業形態へ移行することを促進するための次に掲げる事業

(1) 省エネ型操業転換計画認定事業

小規模漁業構造改革促進対策事業（省エネ促進）を実施するための基本的な事項についての審議、新たな操業形態への移行により漁船の燃油消費量削

減に取り組む小規模漁業者グループの計画（以下「省エネ型操業転換計画」という。）の認定を行う委員会の開催・運営、省エネ型操業転換計画を策定し、実施しようとする者に対する指導・助言等及び小規模漁業構造改革促進対策事業（省エネ促進）により得られた成果についての啓発普及

(2) 省エネ型操業転換支援事業

ア 計画策定等支援事業

省エネ型操業転換計画の策定及び（１）により認定された省エネ型操業転換計画（以下「認定計画」という。）の実施に必要な指導・助言等に要する経費に対する補助

イ 計画実施支援事業

(ア) 新たな操業形態の実証事業

認定計画に基づく新たな操業形態の実証事業（水産庁長官が別に定めるところにより、事業実施者が漁獲物の販売代金等から補助金を返還することとしているものに限る）に要する経費に対する補助

(イ) 減船事業

認定計画又は３の（１）のアの（ア）により認定されたグループにかかる省エネ協業化計画に基づく省エネの取組の一環として減船を行う者に対して、交付金の交付に要する経費に対する補助

3 漁業経営体質強化緊急対策事業

(1) 漁業経営体質強化対策事業

漁業者がその作業の共同化、設備の協業化等に取り組むことを促進するための次に掲げる事業

ア 沿岸グループ活動支援事業

(ア) 省燃油型沿岸漁業者協業化推進事業

燃油コスト削減のための協業化に取り組む漁業者グループの認定、省エネ協業化計画の評価、優良な取組活動の情報提供等に必要な会議の開催及びグループ計画策定支援等

(イ) 漁業者協業化支援事業

① 省エネ協業化計画策定

漁業者グループによる漁船の省エネ推進及び経営改善に関する会議・研修会の開催、省エネ協業化計画の策定に要する経費に対する補助

② 省燃油型施設導入

漁船の省エネ推進及び経営改善に役立ち、漁業者グループの協業化に必要な施設・機材等の導入に要する経費に対する補助

③ グループ化普及推進

沿岸漁業者のグループ化を促進するための、優良取組事例説明会の開催及びパンフレットの作成、配布等

イ 沖合・遠洋省エネ操業形態導入事業

(ア) 共同漁場探索船導入

漁業者団体による共同操業の推進を目的とした一定期間の漁場探索船の用船に要する経費に対する補助

(イ) 共同漁獲物運搬船等導入

① 共同運搬船利用

漁業者団体による共同操業の推進を目的とした一定期間の漁獲物運搬船の用船に要する経費に対する補助

② 共同燃油補給船導入

漁業者団体による共同操業の推進を目的とした一定期間の共同補給船を導入するために要する経費に対する補助

(ウ) グループ化促進支援

共同操業を行う漁業者のグループ化の促進を目的とした漁業者団体による検討会等の開催に要する経費に対する補助

(2) 省エネ推進協議体活動支援事業

漁業者が休漁等により燃油消費量削減等に取り組むことを促進するための次に掲げる事業

ア 省エネ推進協業体活動支援推進事業

漁業者グループが燃油消費量削減のために輪番制休漁等を導入する協定を締結し、休漁者が漁場生産力向上の取組を実施するための計画（以下「省エネ活動計画」という。）の認定、支援及び普及啓発等

イ 省エネ推進協議体活動推進事業

(ア) 省エネ推進協議体グループ化推進事業

省エネ活動計画の策定及び漁業者のグループ化の促進等に要する経費に対する補助

(イ) 省エネ推進協議体活動事業

漁業者グループが実施する省エネ活動計画に基づく漁場生産力向上の取組及びその指導・監督に要する経費に対する補助

第4 補助事業者

- 1 この事業の補助事業者は、漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）又は、地元漁民が組合員、社員又は株主となっている法人、法人格を有しない団体であって代表者、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその決定の方法を含んだ規約を有する団体であり、大水が選定した者とする。
- 2 補助事業者は、第5の9に定める事業実施者への助成金の交付にあたっては、水産業燃油高騰緊急対策事業費補助金交付要綱（平成20年2月6日付け19水漁第3249号農林水産事務次官依命通知）に準じた交付要綱を作成するも

のとする。

第5 基金の管理

- 1 大水は、次の方法により基金を運用するものとする。
 - (1) 銀行、農林中央金庫又は水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第4号若しくは第87条第1項第4号の事業を行う漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会への預貯金
 - (2) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行若しくは農林中央金庫の発行する債券の保有
 - (3) 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託（元本保証のあるものに限る。）
- 2 大水は、基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、第3の1に充てるための水産業燃油高騰対策運営勘定、第3の2に充てるための小規模漁業構造改革促進対策勘定、第3の3に充てるための漁業経営体質強化緊急対策勘定を設けることとする。
- 3 2に掲げる各勘定の管理、運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。
- 4 2に掲げる勘定の基金の運用によって生ずる果実は、それぞれの勘定の基金に繰り入れるほか、水産庁長官の承認を得て、第3の1の(1)、2の(1)、3の(1)のアの(ア)及び(イ)の③並びに3の(2)のアに掲げる事業の経費に充てることのできるものとする。
- 5 第3の2の(2)イの(ア)により事業実施者から返還された助成金については、小規模漁業構造改革促進対策勘定に繰り入れて運用するものとする。
- 6 大水は、基金造成後に2に定める勘定の相互間の経費の流用を行う場合は、水産庁長官の承認を受けなければならない。
- 7 大水は、基金を適正に管理するなどこの事業を適正かつ円滑に運営するよう努めるとともに、この事業に係る財務の状況及び事業成績を明らかにするため、会計規程及び交付規則を定めるものとする。
- 8 大水は、7の会計規程及び交付規則を定めようとするときは、これらの基本的事項につき、水産庁長官の承認を受けるものとする。これらを変更しようとするときも、同様とする。
- 9 大水が行う水産業燃油高騰緊急対策事業のうち、補助の対象となる事業の事業実施者（以下「事業実施者」という。）は、別表1のとおりとする。

ただし、大水が必要と認めた場合は、水産庁長官の承認を受けて事業実施者を新たに追加することができるものとする。
- 10 水産業燃油高騰緊急対策事業の補助率は、別表2のとおりとする。
- 11 水産業燃油高騰緊急対策事業の実施期間は、水産庁長官が別に定める。

第6 水産業燃油高騰対策総合検討委員会

- 1 水産業燃油高騰対策総合検討委員会は水産業燃油高騰緊急対策事業の総合的な調整を図り、事業を適正かつ円滑に運営するために大水に設置する。
- 2 大水は、水産業燃油高騰対策総合検討委員会の適正な管理・運営を図るため、設置規程を定めるものとする。
- 3 大水は、2の設置規程を定めようとするときは、この基本的事項につき、水産庁長官の承認を受けるものとする。こを変更しようとするときも、同様とする。

第7 指導監督

水産庁長官は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督するとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずることとする。

第8 報告

大水は、事業年度ごとに、別記様式1に定める水産業燃油高騰緊急対策事業に係る基金造成計画書を作成し、水産庁長官の承認を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

大水は、事業年度終了後速やかに、別記様式2に定める水産業燃油高騰緊急対策事業に係る基金造成実績報告書、その他この事業の実施報告のために必要な書類を作成し、水産庁長官へ提出しなければならない。

第9 国の助成等

- 1 国は、予算の範囲内において、大水に対し、この事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。
- 2 大水は、この要領により実施する事業のすべてが完了したときは、速やかに基金の清算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。この場合において、大水に残額が生じているときは、大水は当該残額を国庫に返還するものとする。

また、この要領により実施する事業のすべてが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、大水は当該残額を国庫に返還するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

なお、事業実施者は第3の2の(2)のイの(ア)の事業を行う場合、本要

領で規定する他の事業（第3の2の（2）のイの（イ）を除く。）と重複して実施できない。

別記様式 1

水産業燃油高騰緊急対策基金造成計画書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 ㊟

水産業燃油高騰緊急対策事業実施要領第 8 の規定に基づき、下記のとおり平成〇年度水産業燃油高騰緊急対策基金の基金造成計画を作成したので、承認を申請する。

記

(単位：千円)

事業名	前年度繰越額 (a)	新規造成額 (b)	計 (a)+(b)	備考
1 水産業燃油高騰対策運営事業				
2 小規模漁業構造改革促進対策事業				
(1)省エネ型操業転換計画認定事業				
(2)省エネ型操業転換支援事業				
3 漁業経営体質強化緊急対策事業				
(1)漁業経営体質強化対策事業				
(2)省エネ推進協業体活動支援事業				
計				

別記様式 2

水産業燃油高騰緊急対策基金造成実績報告書

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
名称及び代表者の氏名 ㊟

水産業燃油高騰緊急対策事業実施要領第 8 の規定に基づき、下記のとおり平成〇年度水産業燃油高騰緊急対策基金の造成実績報告書を提出する。

記

1 水産業燃油高騰対策運営事業 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収 入 (a)+(b)+(c)+(d)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
運 用 益 (c)		
その他の収入 (d)		
2. 支 出 (a)' + (b)'		
事業費支出 (a)'		
その他支出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		

2 小規模漁業構造改革促進対策事業

(1) 省エネ型操業転換計画認定事業 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収 入 (a)+(b)+(c)+(d)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
運 用 益 (c)		
その他の収入 (d)		
2. 支 出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
その他支出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		

(2) 省エネ型操業転換支援事業

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収入 (a)+(b)+(c)+(d)+(e)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
助成金返還額 (c)		
運 用 益 (d)		
その他の収入 (e)		
2. 支 出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
その他支出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		

3 漁業経営体質強化緊急対策事業

(1) 漁業経営体質強化対策事業

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収 入 (a)+(b)+(c)+(d)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
運 用 益 (c)		
その他の収入 (d)		
2. 支 出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
その他支出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		

(2) 省エネ推進協業体活動支援事業

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収入 (a)+(b)+(c)+(d)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
運 用 益 (c)		
その他の収入 (d)		
2. 支 出 (a)' + (b)'		
助成金支出 (a)'		
その他支出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		